

防官企第9047号
21.7.29
改正 防官企第7831号
26.5.30
改正 防官企第11196号
26.7.25
改正 防官文(防)第2号
27.10.1

大臣官房長
各局長
各防衛参事官
衛生監
技術監
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
殿

防衛大臣

防衛会議の運営について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

記

（開催）

- 第1 防衛会議の開催は、防衛大臣が決定する。
- 2 防衛会議の委員（以下「委員」という。）は、防衛会議の開催について、防衛大臣に上申することができる。

(上申の手續)

第2 委員のうち事務次官、防衛審議官、官房長、各局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長及び防衛装備庁長官（以下「事務次官等」という。）が防衛会議の開催について上申する場合の手續については、次の各号によることを原則とする。

- (1) 事務次官等は、上申の内容について、官房長に通知する。ただし、官房長が自ら上申する場合及び防衛政策局長が自らの所掌に係る事項について上申する場合を除く。
- (2) 官房長は、前号の通知があった場合及び自ら上申する場合には、上申の内容について、事務次官等（上申した者を除く。）に通知するとともに、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び防衛大臣政策参与に報告し、防衛会議の開催について、防衛大臣の判断を仰ぐ。ただし、上申の内容が防衛政策局の所掌に係るものである場合には、官房長は、防衛政策局長に通知する。
- (3) 防衛政策局長は、前号ただし書の通知があった場合及び自らの所掌に係る事項について上申する場合には、上申の内容について、事務次官等に通知するとともに、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び防衛大臣政策参与に報告し、防衛会議の開催について、防衛大臣の判断を仰ぐ。

(委員の代理)

第3 官房長、各局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長及び防衛装備庁長官は、防衛会議に出席することが困難な場合には、代理の者を出席させるものとする。

- 2 前項の委員は、代理の者をあらかじめ指定するものとする。
- 3 第1項の委員（官房長及び防衛政策局長を除く。）は、前項の指定を行った場合には、その内容を官房長及び防衛政策局長に通知するものとする。
- 4 官房長及び防衛政策局長は、第2項の指定を行った場合には、その内容を相互に通知するものとする。
- 5 第2項により指定された代理の者は、第1項の委員が不在の場合において、同項の委員の代理として、第2に定める手續に従い、防衛会議の開催について上申等を行うことができる。

(委員以外の者の出席)

第4 防衛大臣は、必要があると認めるときは、委員又は第3第2項の規定により指定された者以外の関係のある者を防衛会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(開催の通知に関する事務等)

第5 防衛会議の開催が決定された場合には、大臣官房企画評価課は、防衛会議の開催の通知に関する事務その他防衛会議の開催に必要な事務を行う。ただし、防衛会議において審議する事項が防衛政策局の所掌に係るものである場合には、防衛政策局防衛政策課がこれらの事務を行うこととし、大臣官房企画評価課は、所要の協力を行う。

(議事の非公開)

第6 防衛会議の議事は、公開しない。

(議事録の作成)

第7 防衛会議を開催した場合には、議事録を作成するものとする。

(その他)

第8 この通達に定めるもののほか、防衛会議の庶務に関する細部事項については、官房長と防衛政策局長が協議して定めるものとする。

附 則

この通達は、平成21年8月1日から施行する。